

付録① 本モデル契約新旧対照表

(下線が変更箇所)

2008年 JEITA モデル契約	本モデル契約
<p>委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。</p> <p>平成 年 月 日 (甲) (乙)</p>	<p>委託者：ユーザ（以下「甲」という。）と受託者：ベンダ（以下「乙」という。）とは、コンピュータソフトウェアの開発に係る業務の委託に関して、次のとおりこの契約（以下「本契約」という。）を締結し、その証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各 1 通を保有するものとする。</p> <p>年 月 日 (甲) (乙)</p>
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(契約の目的)</p> <p>第 1 条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>(契約の目的)</p> <p>第 1 条 本契約は、甲が、甲の〇〇〇システムのコンピュータソフトウェアの開発にかかる業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙はこれを受託することに関する基本的な契約事項を定めることを目的とする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>① 本件ソフトウェア 本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア</p> <p>② 要件定義書 本件ソフトウェアの機能要件（甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。）及び非機能要件（機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。）をとりまとめた文書</p> <p>③ 外部設計書 要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインタフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のイン</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 本契約で用いる用語の定義は、次のとおりとする。</p> <p>① 本件ソフトウェア 本契約及び個別契約に基づき開発されるソフトウェア</p> <p>② 要件定義書 本件ソフトウェアの機能要件（甲の要求を満足するために、ソフトウェアが実現しなければならない機能に係る要件。システム機能及びデータにより定義される。）及び非機能要件（機能要件以外のすべての要素に係る要件。業務内容及びソフトウェアの機能と直接的な関連性を有さない品質要件、技術要件、移行要件、運用要件及び付帯作業等から成り、それぞれに対する目標値及び具体的事項により定義される。）をとりまとめた文書</p> <p>③ 外部設計書 要件定義書に基づき本件ソフトウェアの画面、帳票などのユーザインタフェース、他システムとの通信やデータ入出力等のイン</p>

<p>タフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書</p> <p>④ システム仕様書 要件定義書及び外部設計書（但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。）</p> <p>⑤ 中間資料 本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの</p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア 第三者が権利を有するソフトウェア（但し、FOSSを除く。）</p> <p>⑦ FOSS フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア</p> <p>⑧ 要件定義 共通フレーム 2007 の利害関係者要件の定義、利害関係者要件の確認に相当するもの</p> <p>⑨ 外部設計 <u>共通フレーム 2007</u> のシステム要件定義に相当するもの</p> <p>⑩ 内部設計 <u>共通フレーム 2007</u> のシステム方式設計に相当するもの</p> <p>⑪ システム結合 <u>共通フレーム 2007</u> のシステム結合に相当するもの</p> <p>⑫ システムテスト <u>共通フレーム 2007</u> のシステム適格性確認テストに相当するもの</p> <p>⑬ 導入・受入支援 <u>共通フレーム 2007</u> のソフトウェア導入、ソフトウェア受け入れ支援に相当するもの</p> <p>⑭ 運用テスト <u>共通フレーム 2007</u> の運用テスト、業務及びシステムの移行に相当するもの</p>	<p>タフェースなど、本件ソフトウェアの入出力全般に関する仕様を定めた設計書</p> <p>④ システム仕様書 要件定義書及び外部設計書（但し、要件定義書及び外部設計書に齟齬がある場合は、外部設計書の定めが要件定義書に優先してシステム仕様書を構成するものとする。）</p> <p>⑤ 中間資料 本件ソフトウェアの開発過程で生成したもので、本件ソフトウェア、システム仕様書及び検査仕様書に該当しないすべてのもの</p> <p>⑥ 第三者ソフトウェア 第三者が権利を有するソフトウェア（但し、FOSSを除く。）</p> <p>⑦ FOSS フリーソフトウェア及びオープンソースソフトウェア</p> <p>⑧ 要件定義 <u>共通フレーム 2013 の利害関係者の識別、要件の識別、要件の評価、要件の合意、要件の記録に相当するもの</u></p> <p>⑨ 外部設計 <u>共通フレーム 2013</u> のシステム要件定義プロセスに相当するもの</p> <p>⑩ 内部設計 <u>共通フレーム 2013</u> のシステム方式設計プロセスに相当するもの</p> <p>⑪ システム結合 <u>共通フレーム 2013</u> のシステム結合プロセスに相当するもの</p> <p>⑫ システムテスト <u>共通フレーム 2013</u> のシステム適格性確認テストプロセスに相当するもの</p> <p>⑬ 導入・受入支援 <u>共通フレーム 2013</u> のソフトウェア導入プロセス、ソフトウェア受け入れ支援プロセスに相当するもの</p> <p>⑭ 運用テスト <u>共通フレーム 2013</u> の運用テスト及びサービスの提供開始、業務及びシステムの移行</p>
---	---

	に相当するもの
<p>(適用範囲)</p> <p>第 3 条 本件業務は、第 14 条の要件定義作成支援業務、第 19 条の外部設計書作成支援業務（第 19 条において B 案を選択する場合は「外部設計書作成業務」）、第 24 条のソフトウェア開発業務、第 30 条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務（以下「個別業務」という。）には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約（以下「個別契約」という。）が適用されるものとする。</p> <p>2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。</p>	<p>(適用範囲・完全合意)</p> <p>第 3 条 本件業務は、第 14 条の要件定義作成支援業務、第 19 条の外部設計書作成支援業務（第 19 条において B 案を選択する場合は「外部設計書作成業務」）、第 24 条のソフトウェア開発業務、第 30 条のソフトウェア運用準備・移行支援業務の全部又は一部から構成され、本件業務の個々の業務（以下「個別業務」という。）には本契約のほか、次条に基づき締結される当該個別業務に関する契約（以下「個別契約」という。）が適用されるものとする。</p> <p>2. 甲及び乙は、個別契約において本契約の一部の適用を排除し、又は本契約と異なる事項を定めることができる。この場合、個別契約の条項が本契約に優先するものとする。また、本契約及び個別契約が当該個別業務の取引に関する合意事項のすべてであり、かかる合意事項の変更は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に従ってのみ行うことができるものとする。</p>
<p>(個別契約)</p> <p>第 4 条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について<u>以下</u>の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 具体的作業内容（範囲、仕様等） ② 契約類型（請負・準委任） ③ 作業期間、作業工数（作業量）又は納期 ④ 作業スケジュール ⑤ 甲・乙の役割分担（第 8 条で定める作業責任分担の詳細） ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項 ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下「資料等」という。） ⑧ 作業環境 ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という。）の明細及び納入場所 ⑩ 委託料及びその支払方法 	<p>(個別契約)</p> <p>第 4 条 甲及び乙は、個別業務に着手する前に、甲から乙に提示された提案依頼書（RFP）及び乙から甲に提案した提案書、見積書を基礎として、当該個別業務について<u>次</u>の各号のうち必要となる取引条件を定め、個別契約を締結する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 具体的作業内容（範囲、仕様等） ② 契約類型（請負・準委任） ③ 作業期間、作業工数（作業量）又は納期 ④ 作業スケジュール ⑤ 甲・乙の役割分担（第 8 条で定める作業責任分担の詳細） ⑥ 連絡協議会の運営に関する事項 ⑦ 甲が乙に提供する情報、資料、機器、設備等（以下「資料等」という。） ⑧ 作業環境 ⑨ 乙が甲の委託に基づき作成し納入すべき物件（以下「納入物」という。）の明細及び納入場所 ⑩ 委託料及びその支払方法

<p>⑪ 検査又は確認に関する事項 ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項</p> <p>2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。</p>	<p>⑪ 検査又は確認に関する事項 ⑫ その他個別業務遂行に必要な事項</p> <p>2. 甲及び乙は、作業スケジュールの進捗に支障を来すことのないように各個別契約の締結交渉に着手し、可能な限り早期に合意に至ることのできるよう双方誠実に協議するものとする。</p>
<p>(委託料及びその支払方法)</p> <p>第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。</p>	<p>(委託料及びその支払方法)</p> <p>第5条 甲は乙に対し、本件業務の対価として、各個別契約で定めた委託料を当該個別契約で定めた方法で支払う。</p>
<p>(作業期間又は納期)</p> <p>第6条 各個別業務の作業期間、作業工数(作業量)又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>	<p>(作業期間又は納期)</p> <p>第6条 各個別業務の作業期間、作業工数(作業量)又は納期は、当該個別業務に係る当該個別契約で定める。</p>
<p>(再委託)</p> <p>第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の全部又は一部を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称及び住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。また当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(但し、前項の合理的な理由が第52条第1項又は第2項に基づき甲が本契約又は個別契約を解除しうる事情に相当する場合を除く。)、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。</p> <p>3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。</p>	<p>(再委託)</p> <p>第7条 乙は、乙の責任において、各個別業務の全部又は一部を第三者(甲が指定する再委託先も含む。)に再委託することができる。但し、乙は、甲が要請した場合、再委託先の名称、住所等を甲に報告するものとし、甲において当該第三者に再委託することが不適切となる合理的な理由が存する場合、甲は乙に、書面により、その理由を通知することにより、当該第三者に対する再委託の中止を請求することができる。</p> <p>2. 前項但書により、甲から再委託の中止の請求を乙が受けた場合は、作業期間若しくは納期又は委託料等の個別契約の内容の変更について、第33条(本契約及び個別契約内容の変更)によるものとする。また、<u>当該請求に従い乙が当該個別業務に係る当該第三者との再委託に関する契約を解除した場合(但し、前項の合理的な理由が乙と当該第三者との再委託に関する契約の解除事由に該当する場合を除く。)</u>、当該解除に伴い当該第三者に対する損害賠償費用その他解除に伴い乙に発生する費用を、甲は負担するものとする。</p> <p>3. 乙は当該再委託先との間で、再委託に係る業務を遂行させることについて、本契約に基づいて乙が甲に対して負担するのと同様の義務を、再委託先に負わせる契約を締結するものとする。</p>

<p>4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>	<p>4. 乙は、再委託先の履行について甲に帰責事由がある場合を除き、自ら業務を遂行した場合と同様の責任を負うものとする。但し、甲の指定した再委託先の履行については、乙に故意又は重過失がある場合を除き、責任を負わない。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 章 本件業務の推進体制 (協働と役割分担)</p> <p>第 8 条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。</p> <p>2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。</p> <p><u>3.</u> 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について相手方に対して責任を負うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 章 本件業務の推進体制 (協働と役割分担)</p> <p>第 8 条 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、乙の有するソフトウェア開発に関する技術及び知識の提供と甲によるシステム仕様書の早期かつ明確な確定が重要であり、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業が必要とされることを認識し、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業を誠実に実施するとともに、相手方の分担作業の実施に対して誠意をもって協力するものとする。</p> <p>2. 甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業は、各個別契約においてその詳細を定めるものとする。</p> <p><u>3. 甲及び乙は、本件業務の円滑かつ適切な遂行のためには、相互の協力が必要であることを認識し、乙は、本件業務の進捗管理を行うものとし、甲は誠実に協力（プロジェクトの円滑な遂行のために迅速に判断を行い、時期に遅れた仕様の変更を行わず、かつ情報、人員、施設、設備、什器の提供等）を行うものとする。</u></p> <p><u>4. 甲及び乙は、前各項に定めるプロジェクトマネジメント及び協力を行うにあたり必要となる事項については、速やかに第 9 条ないし第 11 条に規定する者に連絡し、必要に応じて第 12 条に規定する会議体において協議するものとする。</u></p> <p><u>5.</u> 甲及び乙は、共同作業及び各自の実施すべき分担作業を遅延し又は実施しない場合、それにより相手方に生じた損害の賠償も含め、かかる遅延又は不実施について 第 53 条 (損害賠償) の規定に従い相手方に対して責任を負うものとする。</p>
<p>(責任者)</p> <p>第 9 条 甲及び乙は、各個別契約締結後<u>すみやかに</u>、</p>	<p>(責任者)</p> <p>第 9 条 甲及び乙は、各個別契約締結後<u>速やかに</u>、</p>

各個別契約における各自の責任者をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

① 第 17 条所定の要件定義書の確定を行う権限及び責任

② 第 22 条所定の外部設計書の確定を行う権限及び責任

③ 第 27 条所定の検査仕様書の確定を行う権限及び責任

④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を行う権限及び責任

⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認に関する権限及び責任

⑥ 第 36 条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務を請求する権限及び責任

⑦ 第 37 条所定の変更管理書を相手方に交付する権限

⑧ 第 48 条及び第 49 条所定の第三者ソフトウェア及び FOSS の採否を行う権限及び責任

⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任

4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

① 第 14 条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任

② 第 19 条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応に関する権限及び責任

③ 第 27 条の検査仕様書作成支援業務の実施

各個別契約における本条に定める権限及び責任を有する各自の責任者(以下「責任者」という。)

をそれぞれ選任し、互いに書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該責任者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。

2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、責任者を変更できるものとする。

3. 甲の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

① 第 17 条所定の要件定義書の確定

② 第 22 条所定の外部設計書の確定

③ 第 27 条所定の検査仕様書の確定

④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収

⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認

⑥ 第 36 条所定の未確定事項の確定後、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正の業務の請求

⑦ 第 37 条所定の変更管理書の相手方への交付

⑧ 第 48 条及び第 49 条所定の第三者ソフトウェア及び FOSS の採否の行為

⑨ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任

4. 乙の責任者は、次の各号に定める権限及び責任を有するものとする。

① 第 14 条の要件定義作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応

② 第 19 条の外部設計書作成支援業務の実施に際し、甲から要請された事項の対応

③ 第 27 条の検査仕様書作成支援業務の実施

<p>に際し、甲から要請された事項の対応に<u>関する権限及び責任</u></p> <p>④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収を<u>求める権限</u></p> <p>⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認を<u>求める権限</u></p> <p>⑥ 第 36 条所定の未確定事項が<u>確定したときは、</u>追完、修正の業務の請求を<u>書面で受け</u> <u>る権限</u></p> <p>⑦ 第 37 条所定の変更管理書を<u>相手方に</u>交付する<u>権限</u></p> <p>⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任</p> <p>5. 甲及び乙は責任者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</p> <p>6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。</p>	<p>に際し、甲から要請された事項の対応</p> <p>④ 第 26 条及び第 28 条所定の納入物の検収の<u>要請</u></p> <p>⑤ 第 35 条所定の中間資料の承認の要請</p> <p>⑥ 第 36 条所定の未確定事項の確定の際の、追完、修正の業務の請求の<u>書面での受領</u></p> <p>⑦ 第 37 条所定の変更管理書の<u>相手方への</u>交付</p> <p>⑧ その他本契約及び個別契約の遂行に必要な権限及び責任</p> <p>5. 甲及び乙は、<u>責任者を</u>複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</p> <p>6. 責任者が複数の場合には、甲及び乙は協議の上、総括責任者をおくことができるものとする。</p>
<p>(主任担当者)</p> <p>第 10 条 甲及び乙は、各個別契約締結後<u>すみやかに</u>、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う主任担当者を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。</p> <p>3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。</p> <p>4. 甲及び乙は主任担当者を複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</p>	<p>(主任担当者)</p> <p>第 10 条 甲及び乙は、各個別契約締結後<u>速やかに</u>、本件業務を円滑に遂行するため、責任者の下に連絡確認及び必要な調整を行う担当者(以下「<u>主任担当者</u>」という。)を選任し、書面により、相手方に通知する。なお、当該個別契約において双方の体制図を定め、当該体制図に当該主任担当者を記載することをもって通知に代えることができるものとする。</p> <p>2. 甲及び乙は、事前に書面により相手方に通知することにより、主任担当者を変更できるものとする。</p> <p>3. 甲及び乙は、本契約に定めた事項のほか、本件業務遂行に関する相手方からの要請、指示等の受理及び相手方への依頼、その他日常的な相手方との連絡、確認等は原則として主任担当者を通じて行うものとする。</p> <p>4. 甲及び乙は、<u>主任担当者を</u>複数名定める場合は、それぞれの権限範囲を明確にし、相手方に通知するものとする。</p>
<p>(業務従事者)</p> <p>第 11 条 本件業務に従事する乙の従業員(以下「業</p>	<p>(業務従事者)</p> <p>第 11 条 本件業務に従事する乙の従業員(以下「業</p>

<p>務従事者」という。)の選定については、乙が行う。</p> <p>2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。</p> <p>3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。</p>	<p>務従事者」という。)の選定については、乙が行う。</p> <p>2. 乙は、労働法規その他関係法令に基づき業務従事者に対する雇用主としての一切の義務を負うものとし、業務従事者に対する本件業務遂行に関する指示、労務管理、安全衛生管理等に関する一切の指揮命令を行うものとする。</p> <p>3. 乙は、本件業務遂行上、業務従事者が甲の事務所等に立ち入る場合、甲の防犯、秩序維持等、<u>甲の施設内立入り</u>に関する諸規則を当該業務従事者に遵守させるものとする。</p>
<p>(連絡協議会の設置)</p> <p>第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、<u>連絡協議会</u>を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第 33 条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。</p> <p>2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。</p> <p>3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p> <p>4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行</p>	<p>(連絡協議会の設置)</p> <p>第 12 条 甲及び乙は、本件業務が終了するまでの間、その進捗状況、リスクの管理及び報告、甲乙双方による共同作業及び各自の分担作業の実施状況、システム仕様書に盛り込むべき内容の確認、問題点の協議及び解決その他本件業務が円滑に遂行できるよう必要な事項を協議するため、<u>協議会(以下「連絡協議会」という。)</u>を開催するものとする。但し、本契約及び個別契約の内容の変更は第 33 条(本契約及び個別契約内容の変更)に従ってのみ行うことができるものとする。</p> <p>2. 連絡協議会は、原則として、個別契約で定める頻度で定期的に開催するものとし、それに加えて、甲又は乙が必要と認める場合に随時開催するものとする。</p> <p>3. 連絡協議会には、甲乙双方の責任者、主任担当者及び責任者が適当と認める者が出席する。また、甲及び乙は、連絡協議会における協議に必要となる者の出席を相手方に求めることができ、相手方は合理的な理由がある場合を除き、これに応じるものとする。</p> <p>4. 乙は、連絡協議会において、別途甲乙間にて取り決めた様式による進捗管理報告を作成して提出し、当該進捗管理報告に基づいて進捗状況を確認するとともに、遅延事項の有無、遅延事項があるときはその理由と対応策、本章で定める推進体制の変更(人員の交代、増減、再委託先の変更など)の要否、セキュリティ対策の履行</p>

<p>状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。</p> <p>5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。</p> <p>6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。</p> <p>7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。</p>	<p>状況、個別契約の変更を必要とする事由の有無、個別契約の変更を必要とする事由があるときはその内容などの事項を必要に応じて協議し、決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者等を確認するものとする。</p> <p>5. 甲及び乙は、本件業務の遂行に関し連絡協議会で決定された事項について、本契約及び個別契約に反しない限り、これに従わなければならない。</p> <p>6. 乙は、連絡協議会の議事内容及び結果について、書面により議事録を作成し、これを甲に提出し、その承認を得た後に、甲乙双方の責任者がこれに記名押印の上、それぞれ1部保有するものとする。乙は、議事録の原案を原則として連絡協議会の開催日から○日以内に作成して、これを甲に提出し、甲は、これを受領した日から○日以内にその点検を行うこととし、当該期間内に書面により具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、乙が作成した議事録を承認したものとみなすものとする。<u>但し、当該議事録の内容が、第37条(変更管理手続)に定める変更管理書又は本契約若しくは個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、同条の規定に基づく手続きを経た上で、変更が確定するものとする。</u></p> <p>7. 前項の議事録は、少なくとも当該連絡協議会において決定された事項、継続検討とされた事項並びに継続検討事項がある場合は検討スケジュール及び検討を行う当事者の記載を含むものとする。</p>
<p>(プロジェクトマネジメントの責任)</p> <p>第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等のプロジェクトマネジメントに係る事項については、甲がその</p>	<p>(複数ベンダによる開発の場合の全体管理責任)</p> <p>第13条 甲が、本件ソフトウェアの開発等を全体のシステムの一部として乙に分割発注しており、本件ソフトウェアと連携する他のソフトウェアを第三者が開発している場合、当該他のソフトウェアと本件ソフトウェアの機能の整合性、開発スケジュールの調整並びに当該第三者と乙の開発進捗管理及び調整等の全体管理に係る事項については、甲がその責任を負うものと</p>

<p>責任を負うものとする。</p> <p>2. 甲が、前項の<u>プロジェクトマネジメント</u>を円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲の<u>プロジェクトマネジメント</u>に必要な協力を行うものとする。</p>	<p>する。</p> <p>2. 甲が、前項の<u>全体管理</u>を円滑に遂行するために、本件業務に関する範囲で乙の協力を要請する場合、必要となる条件を個別契約で定めるものとし、乙は個別契約に従い、甲の<u>全体管理</u>に必要な協力をを行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第3章 本件業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 要件定義作成支援業務</p> <p style="text-align: center;">(要件定義作成支援業務の実施)</p> <p>第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス（以下「要件定義作成支援業務」という。）を提供する。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3章 本件業務</p> <p style="text-align: center;">第1節 要件定義作成支援業務</p> <p style="text-align: center;">(要件定義作成支援業務の実施)</p> <p>第14条 乙は、第15条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が作成した情報システム構想書、システム化計画書等に基づいて、甲による要件定義書の作成作業を支援するサービス（以下「要件定義作成支援業務」という。）を提供する。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第15条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p style="text-align: center;">(要件定義作成支援業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第15条 甲及び乙は、要件定義作成支援業務について、第4条第1項に定める取引条件を協議の上決定し、要件定義作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>
<p style="text-align: center;">(要件定義検討会)</p> <p>第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会（以下本節において「要件定義検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。</p> <p>2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">(要件定義検討会)</p> <p>第16条 甲は、要件定義書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、要件定義書作成についての第12条所定の連絡協議会（以下本節において「要件定義検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して要件定義作成支援業務を実施するものとする。</p> <p>2. 乙も、要件定義作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、要件定義検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(要件定義書の確定)</p> <p>第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、</p>	<p style="text-align: center;">(要件定義書の確定)</p> <p>第17条 甲が要件定義書の作成を完了した場合、</p>

<p>甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下「要件定義書の点検期間」という。）内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。</p> <p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。</p> <p>3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>	<p>甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下「要件定義書の点検期間」という。）内に要件定義書が前条所定の要件定義検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が要件定義書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、要件定義書が要件定義検討会での決定事項に適合しないと判断された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記の点検、確認手続を行うものとする。</p> <p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、要件定義書は確定したものとする。</p> <p>3. 第1項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第33条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>
<p>（業務の終了・確認）</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要</p>	<p>（業務の終了・確認）</p> <p>第18条 乙は、前条に定める要件定義書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「要件定義作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、要件定義作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 要件定義作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は要件定義作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. 前条に基づく要件定義書の確定前に要件定義作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお要件定義作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第33条に従い、追加の要</p>

<p>件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>	<p>件定義作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 2 節 外部設計書作成（支援）業務</p> <p>【A 案】 (外部設計書作成支援業務の実施)</p> <p>第 19 条 乙は、第 20 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス（以下「外部設計書作成支援業務」という。）を提供する。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 2 節 外部設計書作成（支援）業務</p> <p>【A 案】 (外部設計書作成支援業務の実施)</p> <p>第 19 条 乙は、第 20 条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲による外部設計書作成作業を支援するサービス（以下「外部設計書作成支援業務」という。）を提供する。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ適切に行われるよう、善良な管理者の注意をもって調査、分析、整理、提案及び助言などの支援業務を行うものとする。</p>
<p>【A 案】 (外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第 20 条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>【A 案】 (外部設計書作成支援業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第 20 条 甲及び乙は、外部設計書作成支援業務について、第 4 条第 1 項に定める取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成支援業務に係る個別契約を締結する。</p>
<p>【A 案】 (外部設計検討会)</p> <p>第 21 条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。</p> <p>2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p> <p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>	<p>【A 案】 (外部設計検討会)</p> <p>第 21 条 甲は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、乙は、これに参加して外部設計書作成支援業務を実施するものとする。</p> <p>2. 乙も、外部設計書作成支援業務の実施のために必要と認めるときは、外部設計検討会を開催することができるものとし、甲は、これに参加するものとする。</p> <p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>
<p>【A 案】 (外部設計書の確定)</p>	<p>【A 案】 (外部設計書の確定)</p>

<p>第 22 条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行うものとする。</p> <p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p> <p>3. 第 1 項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>	<p>第 22 条 甲が外部設計書の作成を完了した場合、甲及び乙は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び前条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか点検を行うものとし、適合することを確認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成し、甲及び乙は再度上記点検、確認手続を行うものとする。</p> <p>2. 前項による甲乙双方の確認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p> <p>3. 第 1 項の修正に伴い作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>
<p>【A 案】 （業務の終了・確認）</p> <p>第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 外部設計書作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確</p>	<p>【A 案】 （業務の終了・確認）</p> <p>第 23 条 乙は、前条に定める外部設計書の確定又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは個別契約に定める作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「外部設計書作成支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、外部設計書作成支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. 外部設計書作成支援業務終了の確認期間内に、甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書作成支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確</p>

<p>認したものとみなされる。</p> <p>5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>	<p>認したものとみなされる。</p> <p>5. 前条に基づく外部設計書の確定前に外部設計書作成支援業務が終了する場合で、甲が当該確定のためになお外部設計書作成支援業務が必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加の外部設計書作成支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>
<p>【B 案】 (外部設計書作成業務の実施)</p> <p>第〇条 乙は、第〇条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第 17 条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。</p> <p>2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	<p>【B 案】 (外部設計書作成業務の実施)</p> <p>第〇条 乙は、第〇条所定の個別契約を締結の上、本件業務として第 17 条の規定により確定された要件定義書に基づき、本件ソフトウェアの外部設計書作成業務を行う。</p> <p>2. 外部設計書作成業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする。</p>
<p>【B 案】 (外部設計書作成業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第〇条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>【B 案】 (外部設計書作成業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第〇条 甲及び乙は、外部設計書作成業務について、第 4 条第 1 項に定める取引条件を協議の上決定し、外部設計書作成業務に係る個別契約を締結する。</p>
<p>【B 案】 (外部設計検討会)</p> <p>第〇条 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、甲はこれに参加するものとする。</p> <p>2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。</p> <p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>	<p>【B 案】 (外部設計検討会)</p> <p>第〇条 乙は、外部設計書作成のために必要となる事項の明確化又は内容の確認等を行うため、必要と認められる頻度で、外部設計書作成について第 12 条所定の連絡協議会（以下本節において「外部設計検討会」という。）を開催し、甲はこれに参加するものとする。</p> <p>2. 甲も、外部設計書作成のために必要と認めるときは、甲が外部設計検討会を開催することができるものとし、乙はこれに参加するものとする。</p> <p>3. 外部設計検討会における検討等により、甲が要件定義書の内容を変更しようとする場合において、作業期間、委託料等個別契約の条件を変更する必要がある場合は、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）の手続によるものとする。</p>
<p>【B 案】</p>	<p>【B 案】</p>

<p>(外部設計書の納入)</p> <p>第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに甲に納入する。</p>	<p>(外部設計書の納入)</p> <p>第〇条 乙は個別契約に定める期日までに、外部設計書を外部設計書検収依頼書（兼納品書）とともに甲に納入する。</p>
<p>【B案】</p> <p>(外部設計書の承認及び確定)</p> <p>第〇条 甲は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。</p> <p>3. 前 2 項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p>	<p>【B案】</p> <p>(外部設計書の承認及び確定)</p> <p>第〇条 甲は、個別契約において定める期間（以下「外部設計書の点検期間」という。）内に外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書並びに第〇条所定の外部設計検討会での決定事項に適合するか、及び論理的誤りがないか点検を行うものとし、適合すること及び論理的な誤りがないことを承認した証として甲乙双方の責任者が外部設計書承認書に記名押印するものとする。但し、点検の結果、外部設計書が、第 17 条の規定により確定された要件定義書及び外部設計検討会での決定事項に適合しない部分又は論理的誤りが発見された場合、乙は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して甲に提示し、甲は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>2. 外部設計書の点検期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、甲は外部設計書の点検期間の満了をもって、外部設計書を承認したものとみなされる。</p> <p>3. 前二項による甲の承認をもって、外部設計書は確定したものとする。</p>
<p>【B案】</p> <p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り（以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から請求がなされた場合に限るものとする。</p>	<p>【B案】</p> <p>(契約不適合責任)</p> <p>第〇条 前条の確定後、外部設計書について要件定義書及び第〇条所定の外部設計検討会での決定事項との不一致又は論理的誤り（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、乙は、当該契約不適合を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、乙が契約不適合を重大な過失によって知らなかった場合であっても、前条の確定後〇ヶ月以内に甲から契約不適合がある旨の通知がなされた場合に限るものとする。</p>

<p>2. 前項にかかわらず、<u>瑕疵が軽微であって</u>、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、<u>瑕疵</u>が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>2. 前項にかかわらず、外部設計書の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、<u>契約不適合</u>が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p> <p>4. <u>外部設計書作成に関する契約不適合に関する乙の責任は、本条及び第53条（損害賠償）にて明示的に規定された責任内容がすべてであるものとする。</u></p>
<p style="text-align: center;">第3節 ソフトウェア開発業務</p> <p>【A案システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 ソフトウェア開発業務</p> <p>【A案システムテストを準委任型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステム結合までのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする。</p>
<p>【B案システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には適時に、これに応ずるものとする。</p>	<p>【B案システムテストを請負型で行う場合】 (ソフトウェア開発業務の実施)</p> <p>第24条 乙は、第25条所定の個別契約を締結の上、本件業務として前各節により確定したシステム仕様書に基づき、内部設計からシステムテストまでのソフトウェア開発業務を行う。</p> <p>2. ソフトウェア開発業務の実施に際し、乙は甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、適時にこれに応ずるものとする。</p>
<p>(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>(ソフトウェア開発業務に係る個別契約の締結)</p> <p>第25条 甲及び乙は、当該ソフトウェア開発業務について、第4条第1項に定める取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア開発業務に係る個別契約を締結する。</p>
<p>(納入物の納入)</p> <p>第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日ま</p>	<p>(納入物の納入)</p> <p>第26条 乙は甲に対し、個別契約で定める期日ま</p>

<p>で、個別契約所定の納入物を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。</p> <p>2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第 28 条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。</p> <p>3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、<u>すみやかに</u>これに応じるものとする。</p> <p>4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。</p>	<p>で、個別契約所定の納入物を検収依頼書（兼納品書）とともに納入する。</p> <p>2. 甲は、納入があった場合、次条の検査仕様書に基づき、第 28 条（本件ソフトウェアの検収）の定めに従い検査を行う。</p> <p>3. 乙は、納入物の納入に際し、甲に対して必要な協力を要請できるものとし、甲は乙から協力を要請された場合には、<u>速やかに</u>これに応じるものとする。</p> <p>4. 納入物の滅失、毀損等の危険負担は、納入前については乙が、納入後については甲が、それぞれこれを負担するものとする。</p>
<p>（検査仕様書の作成及び承認）</p> <p>第 27 条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間（以下「検査仕様書点検期間」という。）内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。</p> <p>3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援（以下「検査仕様書作成支援業務」という。）を乙に委託する必要がある場合、第 25 条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結</p>	<p>（検査仕様書の作成及び承認）</p> <p>第 27 条 甲は、乙と協議の上、システム仕様書に基づき前条の納入物のうち本件ソフトウェアの検査の基準となるテスト項目、テストデータ、テスト方法及びテスト期間等を定めた検査仕様書を作成し、乙に提出するものとし、乙の責任者はシステム仕様書に適合するかの点検を行い、適合することを承認する場合、検査仕様書に記名押印の上、甲に交付して承認するものとする。但し、点検の結果、検査仕様書にシステム仕様書に適合しない部分が発見された場合、甲は、協議の上定めた期限内に修正版を作成して乙に提示するものとし、乙は再度上記点検、承認手続を行うものとする。</p> <p>2. 乙の責任者は、個別契約で定める期間（以下「検査仕様書点検期間」という。）内に検査仕様書の点検を終えるものとし、乙の責任者が、検査仕様書点検期間内に書面による具体的な理由を明示した異議の申出をすることなく検査仕様書を承認しない場合、当該期間の満了をもって検査仕様書は承認されたものとする。</p> <p>3. 甲は、甲が行う検査仕様書の作成についての支援（以下「検査仕様書作成支援業務」という。）を乙に委託する必要がある場合、第 25 条に定めるソフトウェア開発業務に関する個別契約を締結するときまでに、乙に検査仕様書作成支援業務の委託に関する申し込みを乙に行い、検査仕様書作成支援業務に関する個別契約を別途締結</p>

<p>することができる。</p> <p>4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>	<p>することができる。</p> <p>4. 乙による検査仕様書作成支援業務については、外部設計書作成支援業務に関する第3章第2節の規定を準用するものとする。但し、「外部設計書」を「検査仕様書」に、「外部設計検討会」を「連絡協議会」に、「要件定義書及び外部設計検討会での決定事項」を「システム仕様書」に読み替える。</p>
<p>(本件ソフトウェアの検収)</p> <p>第28条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間（以下、「検査期間」という。）内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。</p> <p>2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。</p> <p>3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。</p> <p>4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。</p>	<p>(本件ソフトウェアの検収)</p> <p>第28条 納入物のうち本件ソフトウェアについては、甲は、個別契約に定める期間（以下「検査期間」という。）内に前条の検査仕様書に基づき検査し、システム仕様書と本件ソフトウェアが合致するか否かを点検しなければならない。</p> <p>2. 甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に適合する場合、検査合格書に記名押印の上、乙に交付するものとする。また、甲は、本件ソフトウェアが前項の検査に合格しない場合、乙に対し不合格となった具体的な理由を明示した書面を速やかに交付し、修正又は追完を求めるものとし、不合格理由が認められるときには、乙は、協議の上定めた期限内に無償で修正して甲に納入し、甲は必要となる範囲で、前項所定の検査を再度行うものとする。</p> <p>3. 検査合格書が交付されない場合であっても、検査期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合は、本件ソフトウェアは、本条所定の検査に合格したものとみなされる。</p> <p>4. 本条所定の検査合格をもって、本件ソフトウェアの検収完了とする。</p>
<p>(瑕疵担保責任)</p> <p>第29条 前条の検査完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（以下本条において「瑕疵」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該瑕疵の修正を請求することができ、乙は、当該瑕疵を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲から請求された場合に限るものとする。</p>	<p>(契約不適合責任)</p> <p>第29条 前条の検収完了後、納入物についてシステム仕様書との不一致（以下「契約不適合」という。）が発見された場合、甲は乙に対して当該契約不適合の修正を請求することができ、乙は、当該契約不適合を修正するものとする。但し、乙がかかる修正責任を負うのは、乙が契約不適合を重大な過失によって知らなかった場合であっても、前条の検収完了後〇ヶ月以内に甲</p>

<p>2. 前項にかかわらず、<u>瑕疵が軽微であって</u>、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、<u>瑕疵</u>が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p>	<p>から<u>契約不適合がある旨の通知がな</u>された場合に限るものとする。</p> <p>2. 前項にかかわらず、納入物の修正に過分の費用を要する場合、乙は前項所定の修正責任を負わないものとする。</p> <p>3. 第1項の規定は、<u>契約不適合</u>が甲の提供した資料等又は甲の与えた指示等乙の責に帰さない事由によって生じたときは適用しない。但し、乙がその資料等又は指示等が不相当であることを知りながら告げなかったときはこの限りでない。</p> <p>4. <u>契約不適合に関する乙の責任は、本条及び第53条（損害賠償）にて明示的に規定された責任内容がすべてであるものとする。</u></p>
<p>第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務 【A案システムテストを準委任型で行う場合】 （ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>	<p>第4節 ソフトウェア運用準備・移行支援業務 【A案システムテストを準委任型で行う場合】 （ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行うシステムテスト、導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>
<p>【B案システムテストを請負型で行う場合】 （ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>	<p>【B案システムテストを請負型で行う場合】 （ソフトウェア運用準備・移行支援業務の実施）</p> <p>第30条 乙は、第31条所定の個別契約を締結の上、本件業務として甲が行う導入・受入支援及び本件ソフトウェアを現実に運用するために行う運用テスト業務につき、甲のために必要な支援（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務」という。）を行う。</p> <p>2. 乙は、情報処理技術に関する専門的な知識及び経験に基づき、甲の作業が円滑かつ効果的に行われるよう、善良な管理者の注意をもって支援業務を行うものとする。</p>
<p>（ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別</p>	<p>（ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別</p>

<p>契約の締結)</p> <p>第 31 条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第 4 条第 1 項記載の取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。</p>	<p>契約の締結)</p> <p>第 31 条 甲及び乙は、当該ソフトウェア運用準備・移行支援業務について、第 4 条第 1 項に定める取引条件を協議の上決定し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務に係る個別契約を締結する。</p>
<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第 32 条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. 個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数（作業量）分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>	<p>(業務の終了・確認)</p> <p>第 32 条 乙は、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了又は個別契約に定める作業期間の満了若しくは作業工数（作業量）分の作業実施完了のいずれか最も早く到来した時から○日以内に、業務終了報告書を作成し、甲に提出する。</p> <p>2. 甲は、個別契約に定める期間（以下「ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間」という。）内に、当該業務終了報告書の確認を行うものとする。</p> <p>3. 甲は、当該業務終了報告書の内容に疑義がない場合、業務終了確認書に記名押印の上、乙に交付し、ソフトウェア運用準備・移行支援業務の終了を確認するものとする。</p> <p>4. ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間内に甲が書面で具体的な理由を明示して異議を述べない場合には、ソフトウェア運用準備・移行支援業務終了の確認期間の満了をもって、業務の終了を確認したものとみなされる。</p> <p>5. 個別契約に定める作業期間の満了又は作業工数（作業量）分の作業実施終了後も、甲が引き続き当該支援業務を必要とするときは、甲及び乙は第 33 条に従い、追加のソフトウェア運用準備・移行支援業務に関して変更契約又は追加契約を締結するものとする。</p>
<p>第 4 章 契約内容等の変更 (本契約及び個別契約内容の変更)</p> <p>第 33 条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。</p>	<p>第 4 章 契約内容等の変更 (本契約及び個別契約内容の変更)</p> <p>第 33 条 本契約及び個別契約の内容の変更は、当該変更内容につき事前に甲乙協議の上、別途、書面により変更契約を締結することによってのみこれを行うことができる。</p>
<p>(システム仕様書等の変更)</p> <p>第 34 条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第 35 条により甲に承認された中間資料（以下総称して「仕様書等」という。）の内容につ</p>	<p>(システム仕様書等の変更)</p> <p>第 34 条 甲又は乙は、システム仕様書、検査仕様書、第 35 条により甲に承認された中間資料（以下総称して「仕様書等」という。）の内容につ</p>

<p>いての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下「変更提案書」という。）を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>2. 仕様書等の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>いての変更が必要と認める場合、その変更の内容、理由等を明記した書面（以下「変更提案書」という。）を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>2. 仕様書等の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>
<p>（中間資料のユーザによる承認）</p> <p>第 35 条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。</p> <p>2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内（以下「中間資料の点検期間」という。）に、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、乙に交付するものとする。</p> <p>3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を乙に交付するものとする。</p> <p>4. 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。</p> <p>5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>	<p>（中間資料のユーザによる承認）</p> <p>第 35 条 乙は、中間資料のうち、乙が必要と認める部分を提示して、甲の承認を書面で求めることができる。</p> <p>2. 甲は、前項の承認請求を乙から受けた日から○日以内（以下「中間資料の点検期間」という。）に、内容を承認するか点検を行い、その結果を書面に記名押印の上、乙に交付するものとする。</p> <p>3. 甲は、中間資料の内容に不都合が認められる場合、又は次条で定める未確定事項の内容と関連性を有するため、当該時点では判断できない場合、その他これらに準ずる合理的な理由がある場合は、その具体的な理由を明示して乙に回答することにより、承認を拒否又は留保することができる。但し、ソフトウェア開発作業を円滑に促進するため、甲は合理的理由のない限り適時に第 2 項所定の点検結果を乙に交付するものとする。</p> <p>4. 甲は、中間資料の点検期間内に書面で具体的な理由を明示した異議を述べない場合、中間資料の承認を行ったものとみなされる。</p> <p>5. 甲又は乙は、前各項により中間資料の承認がなされた後に、中間資料の内容の変更の必要が生じた場合は、変更提案書を相手方に交付して、変更の提案を行うことができる。</p> <p>6. 甲から承認された中間資料の内容の変更は、第 37 条（変更管理手続）によってのみこれを行うことができるものとする。</p>
<p>（未確定事項の取扱い）</p> <p>第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情によ</p>	<p>（未確定事項の取扱い）</p> <p>第 36 条 第 17 条に基づく要件定義書又は第 22 条に基づく外部設計書の点検期間内において、甲が、当該要件定義書又は外部設計書において確定すべき事項のうち甲のやむを得ない事情によ</p>

<p>り確定して提示することができない事項（以下「未確定事項」という。）がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。</p> <p>① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に<u>すみやかに</u>提示する。</p> <p>② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後<u>すみやかに</u>、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。</p> <p>2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p> <p>3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの（当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したものとみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生ずると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができるものとする。</p>	<p>り確定して提示することができない事項（以下「未確定事項」という。）がある場合、甲及び乙は、次の各号に定めることを条件として当該未確定事項を除き当該要件定義書又は外部設計書を第 17 条又は第 22 条に従い確定させることができるものとする。</p> <p>① 甲が未確定事項の内容とその確定時期、未確定事項の確定により請求する追完、修正により委託料、作業期間、納期及びその他の契約条件の変更を要する場合に甲がこれを受け入れること、その他必要となる事項を記載した変更提案書を乙に<u>速やかに</u>提示する。</p> <p>② 前号に従い乙に変更提案書が提示された後<u>速やかに</u>、甲及び乙はその内容について協議し、合意できた場合には、甲乙双方の責任者が当該変更提案書に記名押印する。</p> <p>2. 甲は、未確定事項を確定したときは直ちに、その内容を変更提案書により乙に通知するとともに、確定した要件定義書、外部設計書の追完、修正を請求できるものとする。なお、甲による追完又は修正の請求は、第 37 条(変更管理手続)によってのみこれを行うことができるものとする。</p> <p>3. 甲が第 1 項の確定時期までに未確定事項を確定しない場合、乙は、当該未確定事項は当該要件定義書又は外部設計書の要件として無かったもの（当該未確定事項につき選択肢が設けられており、甲がそのいずれかを選択しなかった場合は、乙が選択したものを甲が選択したものとみなすことができるものとする。但し、乙は、当該未確定事項が無かったものとみなした場合に、当該要件定義書又は外部設計書の他の要件の実現に支障が生じると判断し、相当期間を設けて確定を要請したにもかかわらず、なお甲が確定しないときは、乙は第 52 条に準じ本契約の全部又は一部及び履行の完了していない個別契約を解除することができるものとする。</p>
<p>(変更管理手続)</p>	<p>(変更管理手続)</p>

<p>第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ 提案年月日 ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響 <p>2. 第 1 項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。</p> <p>3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。</p> <p>4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第 1 項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。</p>	<p>第 37 条 甲又は乙は、相手方から第 34 条（システム仕様書等の変更）、第 35 条（中間資料のユーザによる承認）、第 36 条（未確定事項の取扱い）に基づく変更提案書を受領した場合、当該受領日から○日以内に、次の事項を記載した書面（以下「変更管理書」という。）を相手方に交付し、甲及び乙は、当該交付日から○日以内に、第 12 条所定の連絡協議会において当該変更の可否につき協議するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 変更の名称 ② 提案の責任者 ③ 提案年月日 ④ 変更の理由 ⑤ 変更に係る仕様を含む変更の詳細事項 ⑥ 変更のために費用を要する場合はその額 ⑦ 協議期間を含めた変更作業のスケジュール ⑧ その他変更が本契約及び個別契約の条件（作業期間又は納期、委託料、契約条項等）に与える影響 <p>2. 第 1 項の協議の結果、甲及び乙が変更を可とする場合は、甲乙双方の責任者が、変更管理書の記載事項（なお、協議の結果、変更がある場合は変更後の記載事項とする。以下同じ。）を承認の上、記名押印するものとする。</p> <p>3. 前項による甲乙双方の承認をもって、変更が確定するものとする。但し、本契約及び個別契約の条件に影響を及ぼす場合は、甲及び乙は速やかに変更管理書に従い、第 33 条（本契約及び個別契約内容の変更）に基づき変更契約を締結するものとし、当該締結をもって変更が確定するものとする。</p> <p>4. 乙は、甲から中断要請があるなどその他特段の事情がある場合、第 1 項の協議が調わない間、本件業務を中断することができる。</p>
<p>(変更の協議不調に伴う契約終了)</p> <p>第 38 条 前条第 1 項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲及び乙は、個別業務の未了部分について、<u>本契約又は当該個別契約</u>を解約することができる。</p> <p>2. 前項により個別契約が解約された場合、甲は、</p>	<p>(変更の協議不調に伴う契約終了)</p> <p>第 38 条 前条第 1 項の協議期間内に協議が調わなかった場合、甲又は乙は、個別業務の未了部分に係る<u>当該個別契約の一部</u>を解約することができる。</p> <p>2. 前項により個別契約の<u>一部</u>が解約された場合、</p>

<p>それまで乙が遂行した個別業務に<u>ついての</u>委託料その他乙の支出した費用を支払うものとする。</p>	<p>甲は、それまで乙が遂行した個別業務に<u>係る</u>委託料、<u>及び</u>その他乙の支出した費用を支払うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 資料及び情報の取扱い (資料等の提供及び返還)</p> <p>第 39 条 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。</p> <p>2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。</p> <p>3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。</p> <p>4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の<u>瑕疵</u>等の結果については、乙はその責を免れるものとする。</p> <p>5. 甲から提供を受けた資料等（次条第 2 項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。</p> <p>6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第 10 条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 資料及び情報の取扱い (資料等の提供及び返還)</p> <p>第 39 条 甲は乙に対し、本契約及び各個別契約に定める条件に従い、当該個別業務遂行に必要な資料等の開示、貸与等の提供を行う。</p> <p>2. 前項に定めるもののほか、乙から甲に対し、本件業務遂行に必要な資料等の提供の要請があった場合、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、甲は乙に対しこれらの提供を行う。</p> <p>3. 本件業務遂行上、甲の事務所等で乙が作業を実施する必要がある場合、甲は当該作業実施場所（当該作業実施場所における必要な機器、設備等作業環境を含む。）を、甲乙協議の上、各個別契約に定める条件に従い、乙に提供するものとする。</p> <p>4. 甲が前各項により乙に提供する資料等又は作業実施場所に関して、内容等の誤り又は甲の提供遅延によって生じた乙の本件業務の履行遅滞、納入物の<u>契約不適合</u>等の結果については、乙はその責を免れるものとする。</p> <p>5. 甲から提供を受けた資料等（次条第 2 項による複製物及び改変物を含む。）が本件業務遂行上不要となったときは、乙は遅滞なくこれらを甲に返還又は甲の指示に従った処置を行うものとする。</p> <p>6. 甲及び乙は、前各項における資料等の提供、返還その他処置等について、それぞれ第 10 条に定める主任担当者間で書面をもってこれを行うものとする。</p>
<p style="text-align: center;">(資料等の管理)</p> <p>第 40 条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。</p>	<p style="text-align: center;">(資料等の管理)</p> <p>第 40 条 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を善良な管理者の注意をもって管理、保管し、かつ、本件業務以外の用途に使用してはならない。</p> <p>2. 乙は甲から提供された本件業務に関する資料等を本件業務遂行上必要な範囲内で複製又は改変できる。</p>

(秘密情報の取扱い)

第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（電子的形式を含み、以下同様とする。）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。

3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第 7 条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該

(秘密情報の取扱い)

第 41 条 甲及び乙は、本件業務遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が書面（電子的形式を含み、以下同様とする。）により秘密である旨指定して開示した情報、又は口頭により秘密である旨を示して開示した情報で開示後〇日以内に書面により内容を特定した情報（以下あわせて「秘密情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。但し、次の各号のいずれか一つに該当する情報についてはこの限りではない。また、甲及び乙は秘密情報のうち法令の定めに基づき開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先に対し、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを要求のうえで開示することができるものとする。

- ① 秘密保持義務を負うことなくすでに保有している情報
- ② 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- ③ 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- ④ 本契約及び個別契約に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

2. 秘密情報の提供を受けた当事者は、当該秘密情報の管理に必要な措置を講じるものとする。

3. 甲及び乙は、秘密情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に相手方から書面による承諾を受けるものとする。

4. 甲及び乙は、秘密情報を、本契約及び個別契約の目的のために知る必要のある各自の役員及び従業員に限り開示するものとし、本契約及び個別契約に基づき甲及び乙が負担する秘密保持義務と同等の義務を、秘密情報の開示を受けた当該役員及び従業員に退職後も含め課すものとする。また、乙は、第 7 条に基づく再委託先に対して秘密情報を開示できるものとし、乙は当該

<p>再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。</p> <p>5. 秘密情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。</p> <p>6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。</p> <p>7. 本条の規定は、本契約終了後、○年間存続する。</p>	<p>再委託先に対して本条と同等の義務を課すものとする。</p> <p>5. 秘密情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。</p> <p>6. 秘密情報のうち、個人情報に該当する情報については、次条の規定が本条の規定に優先して適用されるものとする。</p> <p>7. 本条の規定は、<u>個別契約における特段の定めや当事者間で特段の合意がない限り</u>、本契約終了後、○年間存続する。</p>
<p>(個人情報)</p> <p>第 42 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第 2 条第 4 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第 20 条に規定する安全管理措置をいう。）を講ずることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。</p> <p>4. 個人情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。</p> <p>5. <u>前</u>第 1 項の定めにかかわらず、乙は、第 7 条第 1 項に従い再委託する第三者に対して、第 7 条第 3 項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。</p>	<p>(個人情報)</p> <p>第 42 条 乙は、個人情報の保護に関する法律（本条において、以下「法」という。）に定める個人情報のうち、本件業務遂行に際して甲より取扱いを委託された個人データ（法第 2 条第 6 項に規定する個人データをいう。以下同じ。）及び本件業務遂行のため、甲乙間で個人データと同等の安全管理措置（法第 20 条に規定する安全管理措置をいう。）を講じることについて、個別契約その他の契約により合意した個人情報（以下あわせて「個人情報」という。）を第三者に漏洩してはならない。なお、甲は、個人情報を乙に提示する際にはその旨明示するものとする。また、甲は、甲の有する個人情報を乙に提供する場合には、個人が特定できないよう加工した上で、乙に提供するよう努めるものとする。</p> <p>2. 乙は、個人情報の管理に必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 乙は、個人情報について、本契約及び個別契約の目的の範囲内でのみ使用し、本契約及び個別契約の目的の範囲を超える複製、改変が必要なときは、事前に甲から書面による承諾を受けるものとする。</p> <p>4. 個人情報の提供及び返却等については、第 39 条（資料等の提供及び返還）を準用する。</p> <p>5. 第 1 項の定めにかかわらず、乙は、第 7 条第 1 項に従い再委託する第三者に対して、第 7 条第 3 項の措置をとったうえで、当該個人情報を開示できるものとする。</p>

<p style="text-align: center;">第6章 権利帰属</p> <p>(納入物の所有権)</p> <p>第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。</p>	<p style="text-align: center;">第6章 権利帰属</p> <p>(納入物の所有権)</p> <p>第43条 乙が本契約及び個別契約に従い甲に納入する納入物の所有権は、当該個別契約に定める時期をもって、乙から甲へ移転する。</p>
<p>(納入物の特許権等)</p> <p>第44条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。</p> <p>2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。</p> <p>3. 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア（以下「特定ソフトウェア」という。）が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。</p> <p>4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）を履践するものとする。</p>	<p>(納入物の特許権等)</p> <p>第44条 本件業務遂行の過程で生じた発明その他の知的財産又はノウハウ等（以下あわせて「発明等」という。）に係る特許権その他の知的財産権（特許その他の知的財産権を受ける権利を含む。但し、著作権は除く。）、ノウハウ等に関する権利（以下、特許権その他の知的財産権、ノウハウ等に関する権利を総称して「特許権等」という。）は、当該発明等を行った者が属する当事者に帰属するものとする。</p> <p>2. 甲及び乙が共同で行った発明等から生じた特許権等については、甲乙共有（持分は貢献度に応じて定める。）とする。この場合、甲及び乙は、共有に係る特許権等につき、それぞれ相手方の同意及び相手方への対価の支払いなしに自ら実施し、又は第三者に対し通常実施権を実施許諾することができるものとする。</p> <p>3. 乙は、第1項に基づき特許権等を保有することとなる場合、甲に対し、甲が本契約及び個別契約に基づき本件ソフトウェアを使用するのに必要な範囲について、当該特許権等の通常実施権を許諾するものとする。なお、本件ソフトウェアに、個別契約において一定の第三者に使用せしめる旨を個別契約の目的として特掲した上で開発されたソフトウェア（以下「特定ソフトウェア」という。）が含まれている場合は、当該個別契約に従った第三者による当該ソフトウェアの使用についても同様とする。なお、かかる許諾の対価は、委託料に含まれるものとする。</p> <p>4. 甲及び乙は、第2項、第3項に基づき相手方と共有し、又は相手方に通常実施権を許諾する特許権等について、必要となる職務発明の承継手続（職務発明規定の整備等の職務発明制度の適切な運用、譲渡手続など）、<u>又は法人帰属の定めを行う場合はその為に必要となる手続(契約、</u></p>

	<p><u>勤務規則その他の定めにおいてあらかじめ甲又は乙に特許を受ける権利を取得させることを定める等の適切な運用</u>を履践するものとする。</p>
<p>(納入物の著作権)</p> <p>第 45 条 納入物に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。</p> <p>2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 2に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。</p>	<p>(納入物の著作権)</p> <p>第 45 条 納入物に関する著作権(著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。)は、甲又は第三者が従前から保有していた著作物の著作権を除き、乙に帰属するものとする。</p> <p>2. 甲は、納入物のうちプログラムの複製物を、著作権法第 47 条の 3 及び第 47 条の 6 第 1 項第 2 号に従って自己利用に必要な範囲で、複製、翻案することができるものとする。また、本件ソフトウェアに特定ソフトウェアが含まれている場合は、本契約及び個別契約に従い第三者に対し利用を許諾することができる。乙は、かかる利用について著作者人格権を行使しないものとする。</p>
<p>(乙による納入物の再利用)</p> <p>第 46 条 乙は、第 41 条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。</p> <p>2. 前項による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。</p>	<p>(乙による納入物の再利用)</p> <p>第 46 条 乙は、第 41 条(秘密情報の取扱い)に反しない範囲において、乙が著作権を保有する本件ソフトウェアその他の納入物を利用することができる。</p> <p>2. 前項による利用には、有償無償を問わず乙が本件ソフトウェアの利用を第三者に許諾し、又はパッケージ化して複製物を販売する場合を含むものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 7 章 保証及び責任</p> <p>【A 案】</p> <p>(知的財産権侵害の責任)</p> <p>第 47 条 甲が納入物に関し第三者から、日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべからざる事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に</p>	<p style="text-align: center;">第 7 章 保証及び責任</p> <p>【A 案】</p> <p>(知的財産権侵害の責任)</p> <p>第 47 条 甲が納入物に関し第三者から、日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権(以下本条において「知的財産権」という。)の侵害の申立を受けた場合、次の各号所定のすべての要件が充たされる場合に限り、第 53 条(損害賠償)の規定にかかわらず乙はかかる申立によって甲が支払うべきとされた損害賠償額を負担するものとする。但し、第三者からの申立が乙の責に帰すべからざる事由による場合(甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に</p>

<p>起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること</p> <p>② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること</p> <p>③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること</p> <p>2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。</p> <p>3. 第 1 項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第 53 条 (損害賠償) の規定によるものとする。</p>	<p>起因する場合を含む。)にはこの限りではなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>① 甲が第三者から申立を受けた日から○日以内に、乙に対し申立の事実及び内容を通知すること</p> <p>② 甲が第三者との交渉又は訴訟の遂行に関し、乙に対して実質的な参加の機会及びすべてについての決定権限を与え、並びに必要な援助をすること</p> <p>③ 甲の敗訴判決が確定すること又は乙が訴訟遂行以外の決定を行ったときは和解などにより確定的に解決すること</p> <p>2. 乙の責に帰すべき事由による知的財産権の侵害を理由として納入物の将来に向けての使用が不可能となるおそれがある場合、乙は、乙の判断及び費用負担により、(i) 権利侵害のない他の納入物との交換、(ii) 権利侵害している部分の変更、(iii) 継続使用のための権利取得のいずれかの措置を講じることができるものとする。</p> <p>3. 第 1 項に基づき乙が負担することとなる損害以外の甲に生じた損害については、第 53 条 (損害賠償) の規定によるものとする。</p>
<p>【B案】 (知的財産権侵害の責任)</p> <p>第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権 (以下本条において「知的財産権」という。)を侵害したとき、乙は第 53 条 (損害賠償) 所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害 (侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。但し、知的財産権の侵害が乙の責めに帰すべからざる事由による場合 (甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。)はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納</p>	<p>【B案】 (知的財産権侵害の責任)</p> <p>第〇条 本契約及び個別契約に従った甲による納入物の利用が、第三者の日本国内における著作権、特許権その他の産業財産権 (以下本条において「知的財産権」という。)を侵害したとき、乙は第 53 条 (損害賠償) 所定の金額を限度として、甲に対してかかる侵害によって甲に生じた損害 (侵害を回避した代替プログラムへの移行を行う場合の費用を含む。)を賠償する。但し、知的財産権の侵害が乙の責めに帰すべからざる事由による場合 (甲乙間で別段合意がない限り、第 48 条に定める第三者ソフトウェア又は第 49 条に定める FOSS に起因する場合を含む。)はこの限りでなく、乙は一切責任を負わないものとする。</p> <p>2. 甲は、本契約及び個別契約に従った甲による納</p>

<p>入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、<u>すみやかに</u>書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。</p>	<p>入物の利用に関して第三者から知的財産権の侵害の申立を受けた場合、<u>速やかに</u>書面でその旨を乙に通知するものとし、乙は、甲の要請に応じて甲の防御のために必要な援助を行うものとする。</p>
<p>(第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第 48 条 甲又は乙は、<u>本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、</u>第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条(変更管理手続)によるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講<u>ず</u>るものとする。</p> <p>3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び<u>瑕疵</u>のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は<u>瑕疵</u>の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p>	<p>(第三者ソフトウェアの利用)</p> <p>第 48 条 甲又は乙は、<u>本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部とするために、</u>第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、<u>第 4 条に定める個別契約に定めるものとし、本件業務遂行の過程において</u>第三者ソフトウェアを利用しようとするときは、第 37 条(変更管理手続)によるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき第三者ソフトウェアを利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、甲と当該第三者との間で当該第三者ソフトウェアのライセンス契約及び保守契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。但し、乙が、当該第三者ソフトウェアを甲に利用許諾する権限を有する場合は、甲乙間においてライセンス契約等、必要な措置を講<u>じ</u>るものとする。</p> <p>3. 乙は、第三者ソフトウェアに関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び<u>不具合</u>のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は<u>不具合</u>の存在を知らず、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。但し、前項但書の場合で、甲乙間において当該第三者ソフトウェアに関するライセンス契約が締結され、当該ライセンス契約に別段の定めがあるときには、当該定めによるものとする。</p>
<p>(FOSS の利用)</p> <p>第 49 条 甲又は乙は、<u>本件業務遂行の過程において、本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、</u>FOSS を利用しようとするときは、第 37 条(変更管理手続)によるものとする。なお、乙が第 37 条に従い FOSS の利用を提案する場合、第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、</p>	<p>(FOSS の利用)</p> <p>第 49 条 甲又は乙は、<u>本件ソフトウェアが備える予定の機能、仕様の一部を実現するために、</u>FOSS を利用しようとするときは、<u>第 4 条に定める個別契約に定めるものとし、本件業務遂行の過程において</u> FOSS を利用しようとするときは、第 37 条(変更管理手続)によるものとする。なお、乙が第 37 条に従い FOSS の利用を提案</p>

<p>開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び瑕疵のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は瑕疵の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</p>	<p>する場合、第 37 条第 1 項各号の事項に加え、当該 FOSS の利用許諾条項、機能、開発管理コミュニティの名称・特徴など FOSS の性格に関する情報、当該 FOSS の機能上の制限事項、品質レベル等に関して適切な情報を書面により提供するよう努めるものとする。</p> <p>2. 前項に基づき FOSS を利用することとなった場合、甲は、甲の費用と責任において、乙又は第三者との間で FOSS の保守、障害対応支援契約の締結等、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>3. 乙は、FOSS に関して、著作権その他の権利の侵害がないこと及び不具合のないことを保証するものではなく、乙は、第 1 項に基づく利用決定時に、権利侵害又は不具合の存在を知りながら、若しくは重大な過失により知らずに告げなかった場合を除き、何らの責任を負わないものとする。</p>
<p>(セキュリティ)</p> <p>第 50 条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。</p>	<p>(セキュリティ)</p> <p>第 50 条 乙が納入する本件ソフトウェアのセキュリティ対策について、甲及び乙は、その具体的な機能、遵守方法、管理体制及び費用負担等を協議の上、別途書面により定めるものとする。</p>
<p style="text-align: center;">第 8 章 一般条項</p> <p>(権利義務譲渡の禁止)</p> <p>第 51 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。</p>	<p style="text-align: center;">第 8 章 一般条項</p> <p>(権利義務譲渡の禁止)</p> <p>第 51 条 甲及び乙は、互いに相手方の事前の書面による同意なくして、本契約上の地位を第三者に承継させ、又は本契約から生じる権利義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、引き受けさせ若しくは担保に供してはならない。</p>
<p>(解除)</p> <p>第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p>	<p>(解除)</p> <p>第 52 条 甲又は乙は、相手方に次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、何らの催告なしに直ちに本契約の全部又は一部及び履行の完了していない個別契約を解除することができる。</p> <p>① 支払いの停止があった場合、又は仮差押、差押、競売、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立があった場合</p> <p>② 手形交換所の取引停止処分を受けた場合</p>

<p>③ 公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合</p> <p>⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき</p> <p>⑥ 解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき</p> <p>2. 甲又は乙は、相手方が本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、<u>本契約及び個別契約の全部又は一部</u>を解除することができる。</p> <p>3. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。</p>	<p>③ 公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>④ その他前各号に準ずるような本契約又は個別契約を継続し難い重大な事由が発生した場合</p> <p>⑤ 監督官庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき又は転廃業しようとしたとき</p> <p>⑥ 解散又は本契約及び個別契約の履行若しくは本件ソフトウェアに係る事業の全部又は重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき</p> <p>2. 甲又は乙は、相手方の<u>責に帰すべき事由により</u>本契約又は個別契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めてなした催告後も、相手方の債務不履行が是正されない場合は、<u>本契約の全部又は一部及び履行の完了していない個別契約</u>を解除することができる。<u>但し、当該期間を経過した時における債務の不履行が当該契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</u></p> <p>3. 甲又は乙は、第1項各号のいずれかに該当する場合又は前項に定める解除がなされた場合、相手方に対し負担する一切の金銭債務につき相手方から通知催告がなくとも当然に期限の利益を喪失し、直ちに弁済しなければならない。</p>
<p>(損害賠償)</p> <p>第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合<u>又は第 29 条に基づく瑕疵の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該瑕疵が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合、相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、この瑕疵に関する損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができない。</u></p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、<u>法律上の瑕疵担保責任</u>、不当利得、不法行為その</p>	<p>(損害賠償)</p> <p>第 53 条 甲及び乙は、本契約及び個別契約の履行に関し、相手方の責に帰すべき事由により損害を被った場合、<u>相手方に対して、損害賠償を請求することができる。但し、第 29 条に定める契約不適合責任については、当該契約不適合の修正が相当な範囲内で繰り返し実施されたにもかかわらず、当該契約不適合が乙の責に帰すべき事由により修正されないことにより損害を被った場合に限り、甲は乙に対して損害賠償を請求できるものとし、当該損害賠償請求は、当該損害賠償の請求原因となる当該個別契約に定める納入物の検収完了日から〇ヶ月間が経過した後は行うことができないものとする。</u></p> <p>2. 前項の損害賠償の累計総額は、債務不履行、<u>契約不適合</u>、不当利得、不法行為その他請求原因</p>

<p>他請求原因の如何にかかわらず、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者の予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。</p>	<p>の如何にかかわらず、<u>また、乙に重大な過失がある場合であっても</u>、帰責事由の原因となった個別契約に定める委託料の金額を限度とし、また、当事者が予見すべきであったか否かを問わず特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとする。</p>
<p>(輸出関連法令の遵守)</p> <p>第 54 条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。</p>	<p>(輸出関連法令の遵守)</p> <p>第 54 条 甲は、乙から納入された納入物を輸出する場合には、外国為替及び外国貿易法その他輸出関連法令を遵守し、所定の手続をとるものとする。なお、米国輸出関連法等外国の輸出関連法令の適用を受け、所定の手続が必要な場合も同様とする。</p>
<p>(新規追加)</p>	<p>(反社会的勢力の排除)</p> <p>第 55 条 甲及び乙は、現時点及び将来にわたって、<u>自己が次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、又は確約する。</u></p> <ol style="list-style-type: none"> ① <u>暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」という。）であること又は反社会的勢力であったこと。</u> ② <u>反社会的勢力が経営を支配していること。</u> ③ <u>代表者、責任者又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力であること。</u> ④ <u>自己又は第三者の不正の利益を図る目的をもってする等反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。</u> ⑤ <u>反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を図る等反社会的勢力に利益を供与していると認められる関係を有すること。</u> ⑥ <u>反社会的勢力と密接に交際をする等社会的に非難されるべき関係を有すること。</u> ⑦ <u>暴力的又は法的な責任を超えた不当な要求行為を行うこと。</u> ⑧ <u>取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行うこと。</u> ⑨ <u>風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて、相手方の信用を毀損し、又は相手方</u>

	<p style="text-align: center;"><u>の業務を妨害する行為を行うこと。</u></p> <p><u>2. 甲及び乙は、自己が本契約及び個別契約の履行のために用いる者（個人か法人かを問わず、数次の取引先等第三者を介して用いる者を含み、以下、総称して「履行補助者」という。）が前項各号のいずれかに該当した場合、当該履行補助者との契約の解除その他の必要な措置を講じることを確約する。</u></p> <p><u>3. 甲又は乙が前二項の表明又は確約のいずれかに反した場合、相手方は通知その他の手続を要しないで、本契約及び個別契約の全部又は一部を解除することができる。</u></p>
<p>(和解による紛争解決)</p> <p>第 55 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 12 条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。</p> <p>2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 56 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。</p> <p>3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 号に定める認証紛争解決手続であって（都市名）において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。</p> <p>4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第 56 条所定の紛争解決手続をとることができる。</p>	<p>(和解による紛争解決)</p> <p>第 56 条 本契約に関し、甲乙間に紛争が生じた場合、甲及び乙は、第 57 条所定の紛争解決手続をとる前に、紛争解決のため第 12 条に定める連絡協議会を開催し協議を十分に行うとともに、次項以下の措置をとらなければならない。</p> <p>2. 前項所定の連絡協議会における協議で甲乙間の紛争を解決することができない場合、第 57 条に定める紛争解決手続をとろうとする当事者は、相手方に対し紛争解決のための権限を有する代表者又は代理権を有する役員その他の者との間の協議を申し入れ、相手方が当該通知を受領してから○日以内に（都市名）において、誠実に協議を行うことにより紛争解決を図るものとする。</p> <p>3. 前項所定の甲及び乙の紛争解決のための協議で当事者間の紛争等を解決することができない場合、甲及び乙は、裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律（平成 16 年法律第 151 号）第 2 条第 3 号に定める認証紛争解決手続であって（都市名）において行われる認証紛争解決事業者を選択し、当該事業者による認証紛争解決手続を通じた和解による解決を図るものとする。</p> <p>4. 前項に定める認証紛争解決手続によって和解が成立する見込みがないことを理由に当該認証紛争解決手続が終了した場合、甲及び乙は、第 57 条所定の紛争解決手続をとることができる。</p>

<p>【A案】 (仲裁) 第56条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により終局的に解決されるものとする。</p>	<p>【A案】 (仲裁) 第57条 本契約及び個別契約に関し、甲乙間に紛争解決の必要が生じた場合、(仲裁機関名)の仲裁規則に従って、(都市名)において仲裁により終局的に解決されるものとする。</p>
<p>【B案】 (合意管轄) 第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>	<p>【B案】 (合意管轄) 第〇条 本契約及び個別契約に関し、訴訟の必要が生じた場合には、〇〇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。</p>
<p>(協議) 第57条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。</p>	<p>(協議) 第58条 本契約及び個別契約に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、信義誠実の原則に従い甲乙協議し、円満に解決を図るものとする。</p>
<p>(新規追加)</p>	<p>(<u>存続条項</u>) 第59条 本契約が解除その他の原因により終了した場合であっても、本契約に基づく個別契約が存続する場合、その限りにおいて本契約の規定は存続するものとする。 2. 前項に加え、本契約が解除その他の原因により終了した場合であっても、第2条(定義)、第3条(適用範囲・完全合意)、【B案】第〇条(契約不適合責任)、第29条(契約不適合責任)、第39条(資料等の提供及び返還)第5項及び第6項、第40条(資料等の管理)第1項、第42条(個人情報)(但し、第5項を除く。)、第44条(納入物の特許権等)、第45条(納入物の著作権)、第46条(乙による納入物の再利用)、【A案】第47条(知的財産権侵害の責任)、【B案】第〇条(知的財産権侵害の責任)、第48条(第三者ソフトウェアの利用)第3項、第49条(FOSSの利用)第3項、第53条(損害賠償)、第54条(輸出関連法令の遵守)、第56条(和解による紛争解決)、【A案】第57条(仲裁)、【B案】第〇条(合意管轄)及び第58条(協議)は、なお有効に存続するものとする。</p>